

○国立大学法人筑波技術大学文書決裁規程

〔平成17年10月3日〕
規程第32号

最終改正 令和6年3月29日規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学における文書の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(決裁の原則)

第2条 文書は、発信名義者の決裁を得て施行しなければならない。

(文書の名義)

第3条 文書の名義者は、別段の定めがある場合を除き、別表第1に掲げるとおりとする。

(事務局長の承認)

第4条 学長の決裁を受けようとする文書は、あらかじめ事務局長の承認を経なければならない。

(代理決裁)

第5条 文書の決裁者が出張等で不在の場合は、至急文書については、特に重要なものを除き、次の区分により代理決裁をすることができる。ただし、事後に決裁者の承認を受けなければならない。

決裁者	代理決裁者
学長	理事
理事 副学長	事務局長
事務局長	大学戦略課長

(専決)

第6条 別表第2の事項欄に掲げる事項の決裁については、同表の専決者欄に掲げる者が専決するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事 項	名 義 者
(1) 法令の規程等に基づき学長として行う行為に関するもの (2) 規則, 規程等の制定に関するもの (3) その他学長の名義を用いることが適当と認められるもの	学長
共済組合に関し, 支部長名義を用いることが適当と認められるもの	支部長(学長)
学生部長名であった通知, 依頼, 照会等に関し, 副学長の名義を用いることが適当と認められるもの	副学長
各学部, 障害者高等教育研究支援センター, 保健科学部東西医学統合医療センター又は附属図書館の所掌事務に関するもので学部長, 障害者高等教育研究支援センター長(以下「支援センター長」という。), 保健科学部東西医学統合医療センター長(以下「医療センター長」という。)又は附属図書館長の名義を用いることが適当と認められるもの	各学部長, 支援センター長, 医療センター長又は附属図書館長
(1) 他の行政機関等に対して発する通知, 依頼, 照会, 申請, 回答, 報告等に関するもの(学長名義を用いるものを除く。) (2) 重要な通達等の学内通知 (3) 2課以上の所掌事務に係るもの (4) その他事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの	事務局長
(1) 事務連絡等軽易なもの (2) その他課長の名義を用いることが適当と認められるもの	主管課長

別表第2(第6条関係)

事項	名義者	専決者
(共通)		
(1) 法令等に基づき学長名とする官公庁への協議, 申請, 報告等のうち, 定型的又は軽易なもの	学長	事務局長
(2) 前号のうち, 特に軽易なもの	学長	主管課長
(3) 学長名とする諸証明のうち, 定型的又は軽易なもの	学長	主管課長
(4) 学長名とする学外への通知, 依頼, 照会, 申請, 回答, 報告等のうち, 定型的又は軽易なもの	学長	事務局長
(5) 前号のうち, 特に軽易なもの	学長	主管課長
(6) 附属図書館長及び事務局長の名とする学外への通知, 依頼, 照会, 申請, 回答, 報告等のうち, 定型的又は軽易なもの	附属図書館長, 事務局長	主管課長
(7) 学長並びに産業技術学部長及び保健科学部長(以下「各学部長」という。)並びに支援センター長, 医療センター長, 保健管理センター長及び情報処理通信センター長(以下「組織の長」という。)の名とする学内への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又	学長, 各学部長, 組織の長	主管課長

は軽易なもの		
(8) 事務局長の名でする学内への通知, 照会, 回答等のうち, 定型的又は軽易なもの	事務局長	主管課長
(総務関係)		
(1) 公印の作成及び改刻	学長	大学戦略課長
(2) 規則集及び規則集第2集の編集及び発行	学長	大学戦略課長
(3) 学報の編集及び発刊	学長	大学戦略課長
(4) 大学概要の発行	学長	事務局長
(5) 見学者及び取材等の回答	学長	大学戦略課長
(6) 事務系職員の任免(降任, 休職, 復職及び免職を除く。)及びこれに伴う俸給(普通昇給を除く。)の決定	学長	事務局長
(7) 事務系職員の割愛依頼及びその回答	学長	事務局長
(8) 非常勤講師及び学校医に係る他大学等への任用依頼	学長	学部長等
(9) 契約職員の任免及び給与の決定	学長	事務局長
(10) 育児休業の承認(教員を除く。)	学長	事務局長
(11) 事務職員の昇格の決定	学長	事務局長
(12) 俸給の協議	学長	事務局長
(13) 職員の普通昇給の決定	学長	大学戦略課長
(14) 俸給の切替え決定	学長	大学戦略課長
(15) 職員の任免を伴わない俸給の決定(第15号から前号までに該当するものを除く。)	学長	大学戦略課長
(16) 職員の俸給以外の給与の決定	学長	大学戦略課長
(17) 勤勉手当成績率の決定	学長	事務局長
(18) 教員(学部長等及び保健管理センター長を除く。)の研修の承認	学長	学部長等, 保健管理センター長
(19) 事務系職員の研修の実施	学長	事務局長
(20) 教員の休日勤務の命令	学長	学部長等, 保健管理センター長
(21) 事務系職員の特殊勤務, 時間外勤務及び休日勤務の命令	学長	主管課長
(22) 休日の振替え		
ア 教員(学部長等及び保健管理センター長を除く。)に関するもの	学長	学部長等, 保健管理センター長
イ 課長及び課長補佐に関するもの	学長	事務局長
ウ イに掲げる職員以外の職員に関するもの	学長	主管課長
(23) 教員(学部長等及び保健管理センター長を除く。)の病気休暇, 特別休暇及び職務専念義務の免除の承認	学長	学部長等, 保健管理センター長

(24) 事務系職員の病気休暇,特別休暇及び職務専念義務の免除の承認		
ア 課長に関するもの	学長	事務局長
イ アに掲げる職員以外の職員に関するもの	学長	主管課長
(25) 講師派遣に関する依頼の回答		
ア 教員(学部長等及び保健管理センター長を除く。)に関するもの	学長	学部長等,保健管理センター長
イ 事務系職員(課長は除く。)	学長	事務局長
(26) 職員の健康診断の実施に関するもの	学長	事務局長
(27) 設備等の届出	学長	事務局長
(28) 職員の退職手当の決定	学長	事務局長
(29) 勤労者財産形成貯蓄等の事務に関するもの(協定書の締結を除く。)	学長	総務課長
(30) 職員のレクリエーションの実施	学長	事務局長
(31) 筑波研究学園都市交流協議会に関するもの	学長	事務局長
(学術関係)		
(1) 公開講座の実施	学長	各学部長,支援センター長 (以下「学部長等」という。)
(2) 公開講座の修了証書	学長	大学戦略課長
(3) 日本学術振興会各種研究員に係る報告及び届出	学長	学部長等
(4) 科学研究費補助金の研究計画調書の提出	学長	学部長等
(5) 科学研究費補助金の交付申請書の提出	学長	学部長等
(6) 科学研究費補助金に係る報告及び届出	学長	学部長等
(7) 科学研究費補助金に係る研究分担の承諾	学長	学部長等
(8) 科学研究費補助金の交付前の使用の承認	学長	事務局長
(9) 研究助成金等に係る応募申請	学長	学部長等
(10) 外部資金(外国からのものを除く。)の受入れ	学長	学部長等
(11) 日本学術会議が主催する国際会議に出席する教員の旅費調書の提出	学長	事務局長
(会計関係)		
(1) 会計経理に関する訴訟等に関するもの(重要なものを除く。)	学長	事務局長
(2) 会計検査院等の検査及び監査に関するもの(重要なものを除く。)	学長	事務局長
(3) 会計検査院等の検査及び監査に関するもの(軽易なものに限る。)	学長	財務課長
(4) 出納役及び財産管理機関の交替検査又は定時若しくは臨時検査の検査員の任命及び当該検査報告	学長	事務局長
(5) 予算執行職員の補助者任命基準の作成	学長	事務局長
(6) 会計の内部監査に関するもの	学長	事務局長

(7) 決算に関する調査報告	学長	事務局長
(8) 財産の貸付（1月以上の場合及び重要な財産等を除く。）	事務局長	財務課長
(9) 物品の免税申請及び免税物品の使用状況報告	学長	事務局長
(10) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく不動産財産に係る届出及び調査報告	学長	財務課長
(11) 職員宿舍の貸与, 同居, 入居延期, 模様替等工事, 明渡猶予及び損害賠償金軽減の承認申請	学長	財務課長
(12) 職員宿舍に関する調査報告	学長	財務課長
(13) 奨学寄附金の受入証明, 調査及び報告	学長	財務課長
(14) 社会保険に関する諸申請	学長	財務課長
(15) 短期給付及び貸付の決定に関するもの	支部長	事務局長
(16) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)第48条第1項に規定する損害賠償請求権の行使に関するもの	支部長	事務局長
(17) 福祉事業の運営に関するもの	支部長	事務局長
(18) 各経理の収入・支出に関するもの	支部長	事務局長
(19) 組合に使用され組合から給与を受ける者の任免, 給与その他の人事及びその者について組合が法令の規定により使用者として行うべき事項のうち, 軽易なもの	支部長	事務局長
(20) 組合員の資格の得喪その他組合員に関するもの	支部長	財務課長
(21) 標準報酬の月額決定及び改定その他標準報酬に関するもの	支部長	財務課長
(22) 被扶養者の認定に関するもの	支部長	財務課長
(23) 資産の管理その他財務に関するもの	支部長	財務課長
(24) 共済組合の長期給付請求事務に関するもの	支部長	事務局長
(25) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく承認, 許可等の申請に関するもの	学長	財務課長
(26) 営繕工事又は施設の維持に関し, 関係法令に基づく届出, 報告等のうち, 技術的なもの又は軽易なもの	学長又は事務局長	財務課長
(27) 診療報酬請求	学長	医療センター長
(28) 健康保険法等に基づく指定医療機関の更新異動及び変更申請	学長	医療センター長
(29) 医療法等に基づき学長名とする主管官公庁所等への協議, 申請, 調査報告等	学長	医療センター長
(30) 特定疾患(一般・小児)治療研究事業の受託	学長	医療センター長
(31) 医療センター長の名とする学外への証明等のうち, 定型的又は軽易なもの	医療センター長	財務課長
(教務関係)		
(1) 学生の学外実習, 見学等に関するもの	学長	各学部長
(2) 学生の学業成績及び取得単位に係る諸証明書の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(3) 学生の卒業証明書, 退学証明書等の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長

(4) 編入学調査書の発行	学長	各学部長
(5) 研究生の受入れ及び退学並びに研究期間の延長の許可	学長	各学部長
(6) 科目等履修生の受入れ及び退学の許可	学長	各学部長
(7) 特別聴講学生の受入れ及び退学並びに聴講期間の延長の許可	学長	各学部長
(8) 研究生, 科目等履修生, 外国人留学生及び特別聴講学生に係る諸証明書の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(9) 課外活動施設及び課外活動物品の使用許可	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(10) 学生の学外行事及び成績(競技等)に関するもの	学長	各学部長
(11) 学生の集会等に関する許可	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(12) 学生の文書等の掲示, 配布, 拡声器の使用に関する許可	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(13) 学生の団体(グループ)旅客運賃割引申請	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(14) 旅客運賃割引証の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(15) 学生証の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(16) 在学証明書等の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(17) 奨学生に係る諸報告, 諸願出に関するもの	学長	事務局長
(18) 前号のうち、特に軽易なもの	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(19) 授業料免除及び徴収猶予の許可	学長	事務局長
(20) 入学金免除の実施に関するもの	学長	事務局長
(21) 授業料免除の実施に関するもの	学長	事務局長
(22) 外国人留学生の医療費補助, 宿舍費補助の申請	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(23) 学生教育研究災害傷害保険の加入, 保険金請求等に関するもの	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(24) 遺失物に関するもの	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(25) 就職指導に関する講演会に関するもの	学長	学部長等
(26) 就職の推薦書に関するもの	各学部長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長

		系支援課長
(27) 求人依頼に関するもの	各学部長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(28) 健康指導に関する講演会に関するもの	学長	各学部長
(29) 大学会館(食堂)の使用許可	各学部長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長
(30) 学生寄宿舍の入退去の許可	学長	各学部長
(31) 学生寄宿舍に係る自衛消防訓練等通知書の提出	学長	各学部長
(32) 学生寄宿舍入居証明書の発行	学長	聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長